

「高額療養費の手続の簡素化」のご案内

山口市国民健康保険の高額療養費は、これまでは月ごとに申請が必要でしたが、簡素化の申請をされた世帯は、その後、高額療養費が発生した月分は、自動振込します。

※ 国民健康保険料の滞納がある世帯は簡素化の対象となりません。

※ 自動振込の対象となる診療月は、申請受付日によって異なります。

(参考)

1～10日受付 (例)12/ 2～12/10 受付分⇒10 月診療分から対象(令和7年1月より支給開始)

11～月末日受付 (例)12/11～12/27受付分⇒11 月診療分から対象(令和7年2月より支給開始)

窓口での申請について

窓口での申請の際は次のものをお持ちになり、お手続きください。

- 窓口に来られた方の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等)
- 口座番号がわかるもの(通帳、キャッシュカード等)
- ※ 振込口座の名義人が世帯主でない場合は、簡素化申請書の委任欄に世帯主による記入が必要です。
- ※ 郵送にて高額療養費支給申請書と同時申請される場合は添付不要です。

申請窓口

山口市役所保険年金課(1階5番窓口)、各総合支所総合サービス課、各地域交流センター(次は除く。大
殿、白石、湯田、小郡、秋穂、阿知須、徳地、阿東)、徳地・阿東各分館、大海総合センター

ご注意ください

- (1)医療機関での支払が減免されている場合等、領収書の確認が必要な時は、自動振込ができない場合があります。
- (2)以下に当てはまる場合は、自動振込が停止となります。
 - ・国民健康保険料の滞納が発生した場合
 - ・世帯主が死亡または変更した場合
 - ・世帯の当市国保加入者が全員資格喪失した場合
 - ・指定口座に高額療養費を振り込むことができなくなった場合
- (3)自動振込が停止となった場合は、診療月ごとに高額療養費の申請が必要です。
- (4)自動振込が停止となった場合に、通知の送付は行いません。(世帯主が死亡した場合は除く。)
- (5)自動振込停止後に、自動振込を希望される場合は、再度簡素化の申請が必要です。
- (6)窓口で支払われた医療費について、山口市から医療機関に照会する場合があります。
- (7)高額療養費を自動振込した後に、その医療費を窓口で支払われていないことが確認された場合は、返還していただくことになります。
- (8)高額療養費を自動振込した後に、窓口で支払われた医療費が審査等により減額となった場合は、減額された額に応じて返還していただくことになります。
- (9)以下に当てはまる場合は、市保険年金課にご連絡ください。
 - ・自動振込の適用中に、世帯の中で新たに公費負担医療・医療助成制度・医療機関が実施する事業等の制度を受ける方がいることとなった場合
 - ・第三者行為又は業務上の事故による傷病において診療を受けた場合

お問い合わせ・郵送申請先 〒753-8650 山口市亀山町2番1号(1階)

山口市役所 保険年金課 国保担当電話 083-934-2802